

四日市市告示第 21 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和2年 1月 23日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

整理番号	路線名	起 点 終 点	幅員(m)	延長(m)
1	八田31号線	八田一丁目1897-1 八田一丁目1897-5	6.0~8.2	43.9
2	城山19号線	城山町1625-1 城山町1634-4	6.0~9.1	98.0
3	中川原28号線	中川原一丁目806-3 中川原一丁目806-2	5.0~7.2	28.0
4	日永西137号線	日永西二丁目4318-1 日永西二丁目4318-7	6.0~13.0	54.9
5	高角60号線	高角町字辻之垣内191-8 高角町字辻之垣内191-10	6.0~11.7	53.7
6	東坂部66号線	東坂部町字高田1039-12 東坂部町字高田1039-9	6.0~10.2	48.2
7	松寺39号線	松寺二丁目386-1 松寺二丁目386-6	6.0~10.0	34.9
8	中野73号線	中野町字源内2534-1 中野町字源内2522-1	6.0~9.3	167.8